

兵庫県感染症対策専門委員会（麻しん風しん対策会議）

- ▶ 感染症発生動向調査に関すること。
- ▶ 平常・緊急時の感染症の予防及びまん延の防止並びに医療の提供等に関すること。
- ▶ 兵庫県感染症予防計画の改定に関すること。
- ▶ 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関すること。
- ▶ 感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及に関すること。
- ▶ その他感染症の予防等及びまん延防止に関すること。



令和5年度は2項目が協議内容となり、
▶の項目は都道府県連携協議会へ。

都道府県連携協議会（令和5年4月1日施行）

- ▶ 兵庫県感染症予防計画の改訂に関すること。
- ▶ 平常・緊急時の感染症の予防及びまん延の防止並びに医療の提供等に関すること。
- ▶ 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関すること。
- ▶ 感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及に関すること。

従来、兵庫県感染症対策専門委員会の所要事務としている上記については、今後、新たに設置する都道府県連携協議会において協議することとなる。